

令和4年6月30日

指定給水装置工事事業者 各位

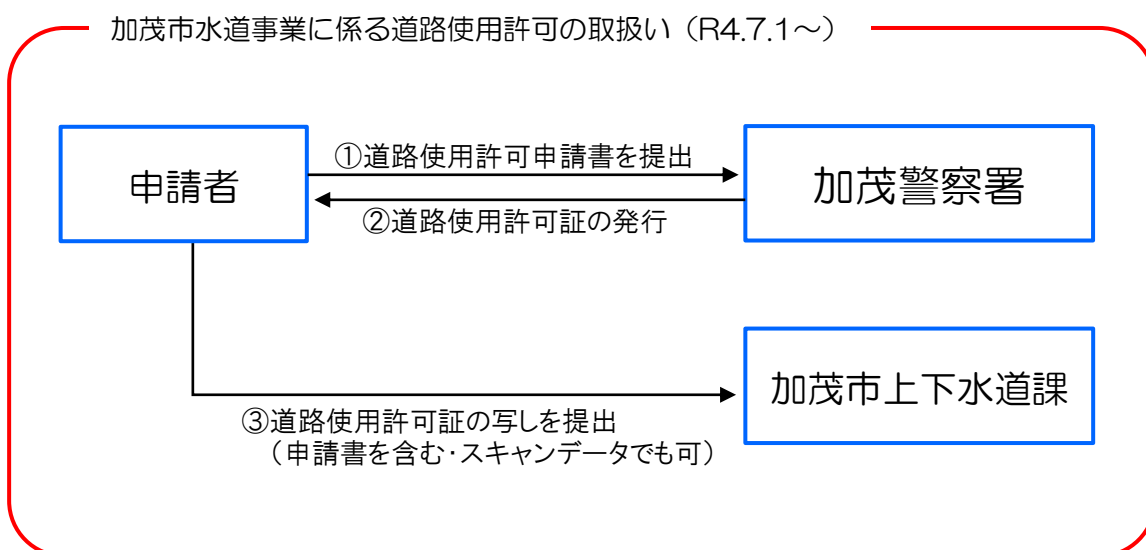
加茂市役所上下水道課

水道事業に係る道路使用許可申請書の取扱いについて（お願い）

令和4年7月1日より新潟県内では、道路使用許可の申請時における経路印が廃止され、道路を管理する国・県・市町村の窓口（加茂市においては建設課管理係）に赴く必要が基本的になくなります。

この変更に伴いまして、従来、当市の水道事業に係る道路使用許可申請書につきまして、事前に上下水道課への提出・経由をお願いしておりましたが、今後は以下のように申請書の経由の代替として、道路使用許可書の写しの提出をお願いいたします。

なお、この文書における道路使用許可の取扱いの変更点につきましては、加茂市水道事業に関する部分についてのみ記載しております。そのため他関係団体における変更点につきましては、各団体にお問い合わせ願います。



加茂市上下水道課
電話：0256-52-0080
E-Mail：suido@city.kamo.niigata.jp